

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月26日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 芳野 隆之

【電話番号】 03-6377-2929

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アジア&資源国債券ファンド（ダイワSMA専用）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月20日付をもって提出した有価証券届出書において、繰上償還に伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2014年5月21日から2015年5月20日まで

(注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2014年5月21日から2015年1月7日まで

当ファンドの継続申込期間は2015年5月20日までとさせていただいておりましたが、全受益者から解約の意向があったため、当ファンドは2015年1月7日付で繰上償還を行うこととなりました。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2010年1月14日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
2010年3月5日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2010年7月1日	当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

<訂正後>

2010年1月14日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
2010年3月5日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2010年7月1日	当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継
2015年1月7日	<u>信託の終了（繰上償還）</u>

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は設定日（2010年3月5日）から2020年2月20日までです。ただし、償還日が休業日の場合は翌営業日とします。また、(5)その他()ファンドの償還条件に該当した場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は設定日（2010年3月5日）から2015年1月7日までです。

当ファンドは、繰上償還により2015年1月7日をもって信託期間が終了いたします。

（４）【計算期間】**<訂正前>**

当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。当ファンドの第1計算期間は当ファンド締結日から2011年2月21日までとし、最終計算期間の終了日は2020年2月20日までとします。

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、繰上償還により、最終計算期間は2014年2月21日から2015年1月7日までとします。